

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

d. グリーン化の取り組み（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断にかかわる助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

・環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行うなど循環型社会形成の推進に対しても力を入れています。また、省エネ活動にも果敢に取り組む、環境にやさしいLED化の推進をはじめ、電化や水素化などを促進し、CO₂を排出しないエネルギーへの転換を進めることで持続可能な社会への貢献、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、CO₂排出ゼロに挑戦しています。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

・働き方改革に対し積極的に取り組み、特にワークライフバランスを充実させることによって人材の育成に力を入れています。年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減などの制度を導入することにより、従業員目線による労働環境の改善を推進。令和4年には経済産業省より推奨されている日本健康会議から従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められ「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」として認定されました。

また、女性の活躍推進や高齢者の就業促進、外国人労働者の積極的雇用の促進など、ダイバーシティの推進にも力を入れています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

令和 8 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社マル善トーカイ

代表取締役 鈴木 覺

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。